スターワン口座お申し込みにあたって

- ●私は、この口座での取引には一切証書や通帳は発行されず、これに代えて銀行所定の「お取引明細書」が発行されることを承認します。
- ●私は、本申し込みおよび各種取引(既取引も含みます)によって銀行が保有する私の個人情報を、銀行が取扱う金融商品(将来取り扱い可能となるものを含みます)の販売のために適切に利用することを承認します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この口座の利用が停止され、または通知によりこの口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5. 経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- 1. 暴力的な要求行為
- 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- 5. その他前各号に準ずる行為

東京スター銀行の金融商品勧誘方針

当行は、金融商品の販売等に当たり、以下の方針に沿って適切な勧誘を行います。

- 1. お客さまの知識、経験、財産の状況およびお取り引きの目的に照らし、適切な商品の勧誘に努めます。
- 2. お客さまご自身の判断によりお取り引きいただけるよう、金融商品についての重要事項を提供します。
- 3. 断定的な判断を申し上げたり、事実と異なる情報の提供はいたしません。
- 4. お客さまにとって迷惑となる方法や不都合な時間帯での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品に関する知識の充実をはかり、商品特性の習得に努めてまいります。